

(別紙)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障 発 第 1031001 号	障 発 第 1031001 号
平成 18 年 10 月 31 日	平成 18 年 10 月 31 日
一部改正 障 発 第 0402003 号	一部改正 障 発 第 0402003 号
平成 19 年 4 月 2 日	平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障 発 第 0331021 号	一部改正 障 発 第 0331021 号
平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 第 0331041 号	一部改正 障 発 第 0331041 号
平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1007 第 3 号	一部改正 障 発 1007 第 3 号
平成 21 年 10 月 7 日	平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障 発 0928 第 1 号	一部改正 障 発 0928 第 1 号
平成 23 年 9 月 28 日	平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障 発 0330 第 5 号	一部改正 障 発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0329 第 16 号	一部改正 障 発 0329 第 16 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障 発 0331 第 51 号	一部改正 障 発 0331 第 51 号
平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1001 第 1 号	一部改正 障 発 1001 第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障 発 0331 第 21 号	一部改正 障 発 0331 第 21 号

改正後	現行
<p>平成 27 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日 <u>一部改正 障 発 0330 第 3 号</u> 令和 3 年 3 月 30 日 <u>最終改正 障 発 0331 第 6 号</u> <u>令和 4 年 3 月 31 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基</p>	<p>平成 27 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0330 第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日 <u>最終改正 障 発 0330 第 3 号</u> 令和 3 年 3 月 30 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基</p>

改正後	現行
<p data-bbox="232 220 1104 347">づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="633 1137 667 1169" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="176 1233 331 1265">第一 (略)</p> <p data-bbox="176 1329 1122 1361">第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基</p>	<p data-bbox="1200 220 2072 347">づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="1144 411 2089 834"> 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。 </p> <p data-bbox="1144 850 2089 1074"> なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。 </p> <p data-bbox="1603 1137 1637 1169" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="1144 1233 1299 1265">第一 (略)</p> <p data-bbox="1144 1329 2089 1361">第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基</p>

改正後	現行
<p>づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(一)～(三) （略）</p> <p>(四) 令和 4 年度における就労移行支援サービス費の算定について</p> <p>令和 4 年度における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 2 年度及び令和 3 年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ）</p> <p>次のいずれか 2 カ年度の実績で算出する。なお、令和 2 年度に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、(二) のアを参照すること。</p> <p>(ア) 令和 2 年度及び令和 3 年度</p> <p>(イ) 平成30年度及び令和元年度</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）</p> <p>次のいずれか 2 カ年度の実績で算出する。</p>	<p>づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(一)～(三) （略）</p> <p>(四) 令和 3 年度における就労移行支援サービス費の算定について</p> <p>令和 3 年度における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 2 年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ）</p> <p>次のいずれか 2 カ年度の実績で算出する。なお、令和元年度に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、(二) のアを参照すること。</p> <p>(ア) 令和元年度及び令和 2 年度</p> <p>(イ) 平成30年度及び令和元年度</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）</p> <p>次のいずれか 2 カ年度の実績で算出する。</p>

改正後	現行
<p>(ア) <u>令和3年度</u></p> <p>(イ) 令和元年度</p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 自己評価未公表減算について</p> <p><u>ア 報酬告示第13の1の注4については、指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、都道府県に届出がされていない場合に、<u>所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定する</u>ものである。<u>具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものである。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に100分の85を乗じて得た数を算定するものではないことに留意すること。</u></u></p> <p><u>イ 公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。</u></p> <p>(四) <u>令和4年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定について</p> <p><u>令和4年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的には</p>	<p>(ア) <u>令和2年度</u></p> <p>(イ) 令和元年度</p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 自己評価未公表減算について</p> <p>報酬告示第13の1の注4については、指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点を、<u>インターネットの利用その他の方法により公表していない場合に減算を行う</u>ものである。<u>公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。</u></p> <p>(四) <u>令和3年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定について</p> <p><u>令和3年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的には</p>

改正後	現行
<p>スコア留意事項通知を参照すること。</p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) <u>令和4年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について</p> <p><u>令和4年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額 の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和3年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。</p> <p>ア <u>令和3年度</u> イ 令和元年度 ウ <u>平成30年度</u></p> <p>③～⑳ (略)</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>(一)・(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>(三) 令和4年度における就労定着支援サービス費の算定について</p> <p>て</p> <p>令和4年度における就労定着支援サービス費の算定に係る</p>	<p>スコア留意事項通知を参照すること。</p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について</p> <p>令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額 の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和2年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。</p> <p>ア <u>平成30年度</u> イ 令和元年度 ウ <u>令和2年度</u></p> <p>③～㉑ (略)</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>(一)・(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>(三) 令和3年度における就労定着支援サービス費の算定について</p> <p>て</p> <p>令和3年度における就労定着支援サービス費の算定に係る</p>

改正後	現 行
<p>就労定着率の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度<u>及び令和3年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。</p> <p>ア <u>令和元年度、令和2年度及び令和3年度</u></p> <p>イ 平成30年度及び令和元年度</p> <p>③～⑧</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>	<p>就労定着率の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。</p> <p>ア <u>平成30年度、令和元年度及び令和2年度</u></p> <p>イ 平成30年度及び令和元年度</p> <p>③～⑧</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>